

## 審査基準（公表用）

様式第3号  
所管部（局）・課 教育庁 教育総務課

法令名	佐賀県立学校授業料等徴収条例			法令番号	昭和23年佐賀県条例第17号		
手続名	聴講手数料の減免			根拠条項	第3条第3項		
審査基準	<p>非常災害又は特別な事情により、教育委員会で学資の支弁が困難であると認めたときに、聴講手数料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>聴講手数料を減免することに関する必要事項については、必要が生じたときにそのつど定める。</p>						

受付機関	教育総務課	処理機関	教育総務課	交付機関	教育総務課	標準処理期間	20日	目次No.	11
						標準経由期間	7日		